

◆就学援助制度とは

小・中学校に就学される児童・生徒のご家族が、経済的な理由により学用品や給食費などの負担が困難な場合に、保護者に対して必要な援助を行うものです。

◆援助の対象となる方の範囲

- ・生活保護世帯として現在認定されている方
- ・世帯全体の前年度の収入金額から基礎基準及び必要経費を控除して算出した額が、町で定める認定基準以下の方
- ・その他、何らかの事情により経済的に困りの方

◆就学援助世帯の認定

上富良野町教育委員会で就学援助費受給申請書の提出があった世帯の収入の額などを審査し認定の可否を決定します。(収入の額とは世帯の中で収入のある方全員の収入の合算額です。)世帯員の人数・年齢構成によって基準が異なります。

審査後、認定の可否は学校を通じ申請者に通知します。

◆認定の目安

前年の収入額が、生活保護基準の1.2倍以下の場合に認定になります。

《給与所得の場合》 収入額＝年間総収入－(生活保護基準の基礎控除額＋社会保険料)

《自営事業・農業所得の場合》 収入額＝年間総収入－(必要経費＋生活保護基準の基礎控除額＋社会保険料)

※その他の収入(各種年金、譲渡・一時所得等)は、収入額に算入されます。

【例】収入の目安(世帯の構成によって変わります)

- ・2人世帯の例 父又は母(20～40歳)、小学生(9～11歳) 収入額208万円以下
- ・3人世帯の例 父又は母(20～40歳)、小学生(9～11歳)、中学生(12～14歳) 収入額278万円以下
- ・4人世帯の例 父・母(20～40歳)、小学生(9～11歳)、中学生(12～14歳) 収入額329万円以下

◆申請方法

援助を希望する方は、このお知らせとともに配布される「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、期日までに現在通っている学校へ提出して下さい。

令和2年1月2日以降に上富良野町に転入してきた方は、世帯全員の収入が確認できる書類の写し(令和元年の確定申告書、源泉徴収票、児童扶養手当、特別児童扶養手当)を添付し、学校長へ提出して下さい。

援助世帯の認定は毎年度認定審査を行いますので、前年度に援助認定を受けている世帯、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けている世帯も申請が必要です。また、生活保護を受けている方も提出が必要です。

新入学学用品費のみ平成30年の収入で判定します。

◆申請書の提出期日

- ・新小学2～6年生及び新中学1～3年生・・・令和2年2月21日(金)
- ・新小学1年生・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年4月10日(金)

※期日を過ぎた場合や添付書類に不足がある場合は、援助を受けられない場合や認定月が遅れ、援助額が減額となる場合がありますのでご注意願います。

※年度途中でも随時受け付けます。

◆援助費の内容（支給額は平成31年度の年額です）

費目	対象者	年間支給額		備考
		小学校	中学校	
学用品費	全学年	11,520円	22,510円	5月以降に認定された方は月割支給になります
通学用品費	1年生以外の学年	2,250円	2,250円	5月以降に認定された方は月割支給になります
新入学学用品費等 入学前支給	令和2年度 1年生	50,600円	57,400円	入学前の2月頃支給予定
新入学学用品費等	1年生	50,600円	57,400円	4月から認定の方のみ対象 (入学前支給を受けている方は対象外)
学校給食費	全学年	実費		
修学旅行費	参加者	実費（上限あり）		交通費、宿泊費、見学料など
校外活動費	参加者	実費（上限あり）		交通費、見学料など
体育実技用具費	小学1年生 小学4年生 中学1年生 (原則)	現物支給		体育授業で使用するスキー板、金具、靴、ポール
P T A会費	該当者	実費		
生徒会費	該当者	実費（上限あり）		
クラブ活動費	該当者	実費（上限あり）		
医療費	該当者	医療券の交付		学校病の治療費 トラコーマ、結膜炎、白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）、膿痂疹（のうかしん）、中耳炎、蓄膿症、アデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫
大会出場費	参加者	実費		中体連等が主催する全国大会等に出場するための経費

- ※生活保護を受けている方は、修学旅行費、医療費、大会出場費のみが対象となります。
- ※年度途中で認定となった場合には、減額または支給されない費用もあります。
- ※P T A会費、生徒会費、クラブ活動費は学校に、給食費は給食センターに支払います。

◆お問合せ先 上富良野町教育委員会 教育振興課学校教育班（電話 45—6699）